

入札参加資格審査申請書の提出について（工事）

会津若松市が発注する建設工事の契約にかかる入札・見積り合わせに参加を希望する方は、下記により申請書等を提出してください。

資格審査の結果、「資格有り」と判断された方については、入札参加資格登録をいたします。登録は、次のとおり、毎月1日（20日締め）及び15日（5日締め）に行います。

- ◆ 毎月6日から20日までに提出された申請は、翌月1日登録
- ◆ 毎月21日から翌月5日までに提出された申請は、翌月15日登録

1. 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされている場合においてこれを受けていない者
- (3) 物品の買入れその他の契約に関して不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行をしないため競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において当該通知の日から2年を経過していない者
- (4) 物品の買入れその他の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合においてその事実があった日から2年を経過していない者
- (5) 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- (6) 引き続き1年以上（決算日を基準日とする）その営業を営んでいない者
- (7) 会津若松市に納税義務を負っている者で、入札参加資格審査の申請又は入札参加資格の有効期間の延長手続きの際に、その納付すべき市税を完納していない者

2. 入札に関する留意点

- (1) 予定価格130万円を超える工事の制限付一般競争入札については、原則として「電子入札システム」を利用した入札を実施します。電子入札に参加する際には、ICカード（電子入札コアシステム対応）及びICカードリーダーが必要です。
- (2) ICカードは、お申込から発行まで1ヶ月程度必要な場合がありますので、余裕をもってご準備ください。詳しくは、会津若松市ウェブサイト内「電子入札のページ」をご覧ください。

3. 提出書類と記載要領

- (1) 入札参加資格審査申請書（建設工事）
 - ・登録工種の件数に制限はありません。ただし、建設業の許可を有し、直近の経営事項審査における資格総合点数を有する工種のみ、登録が可能です。
 - ・委任先を設ける場合にあつては、委任先において建設業法上の営業所の登録を行い、営業所専任技術者を配置している工種についてのみ、登録が可能です。
- (2) 委任状
 - ・支店、営業所等に入札・契約等の権限等を委任する場合のみ提出してください。
 - ・代理人（受任者）印は使用印鑑届の使用印鑑を押印してください。
- (3) 工事経歴書
 - ・市の様式、若しくは建設業法施工規則別記様式第2号で提出してください。
 - ・希望する工事種別ごとに、直前2年度分を作成してください。
- (4) 技術者経歴書
 - ・市の様式で提出してください。市様式の内容が明記されていれば、任意の様式で提出されても結構です。
 - ・希望する工事種別ごとに作成してください。

- (5) 直前決算の財務諸表
- ・直前1年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は利益（損失）処分計算書）
 - ・個人事業主の場合は、確定申告の際の収支決算が記載されている書類（所得税青色申告決算書または収支内訳書など）
- (6) 経営事項審査の経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（写し）
- ・建設工事の入札参加資格登録には、国・県による経営事項審査を受けていること（資格総合点数を有していること。）が要件となります。有効期限内のものを添付ください。
 - ・経審の申請中である等、通知書の写しを添付できない場合は、申請書を受付することができません。通知書発行後に申請してください。
- (7) 社会保険等加入状況に係る申告調書
- ・経営事項審査の「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の社会保険等加入欄が「無」又は「適用除外」の場合に提出してください。
- (8) 許可証明書（写し可）
- ・登録を希望する工種に係る許可証明書又は建設業許可に係る許可行政庁からの通知文（許可の有効期限が明示された文書）を提出してください。
 - ・直近の営業所専任技術者証明書の写しも添付ください。
- (9) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書
- ※中小企業退職金共済への加入を証する書面を含む（写し可）
- ・建設業退職金共済事業加入・履行証明書を提出してください。
 - ・未加入者の場合は、未加入の理由書（様式は任意）を提出してください。自社の退職金制度を有する場合等を除き、建退共又は中退共いずれかに加入していない場合には市入札参加資格登録を認めておりません。
- (10) 登記事項証明書（写し可）
- ・法人の場合のみ提出してください。（申請日より3か月以内に発行されたもの）
- (11) 身分証明書（写し可）
- ・個人事業主の場合のみ提出してください。（申請日より3か月以内に発行されたもの）
- (12) 営業証明書（写し可）
- ・個人事業主の場合のみ提出してください。（申請日より3か月以内に発行されたもの）
- (13) 納税証明書（入札用）（写し可）
- ・直近2か年度内において会津若松市の市税が賦課されている事業者は、市税の納税証明書を提出してください。（会津若松市役所財務部税務課にて発行）
 - ※ 未納がある場合は、登録できません。
 - ・【法人】（申請日より3か月以内に発行されたもので直近2か年度分）
法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、特別徴収義務者にあつては徴収した市民税
 - ・【個人】（申請日より3か月以内に発行されたもので直近2か年度分）
市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、特別土地保有税
- (14) 使用印鑑届
- (15) 印鑑証明書（写し可）
- ・法人の場合は、法務局で発行されます。
 - ・個人の場合は、住民登録をしている市町村役場で発行されます。
 - ・証明日3か月以内の証明書に限ります。
 - ・写しを提出する場合は、原寸大で鮮明であるものとしてください。
- (16) 法令の遵守及び暴力団の排除に関する誓約書
- (17) 役員等に係る暴力団に関する調査についての同意書
- (18) 資本関係・人的関係調書
- ・会社法上の親会社・子会社等の関係や取締役の兼任がある事業者同士については、同一入札

への参加を制限しています。該当がない場合についても調書を提出してください。

(19) 債権者登録（変更）申請書

・委任がある場合は受任者の名称・住所を記入し、代表者・個人印の欄は使用印鑑を押印してください。

(20) 建設業法に基づく技術者等（市内業者又は準市内業者のみ）

(21) 専任技術者証明書（写し）（市内業者又は準市内業者のみ）

・建設業の許可を受ける際に届出した内容を記載してください。

(22) 男女共同参画推進状況報告書

・「男女共同参画推進状況報告書」については、入札参加資格審査申請の必要書類ではありませんが、「会津若松市男女共同参画推進条例」第6条第3項及び第13条第2項に基づき提出をお願いしている書類です。条例の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

4 提出方法及び注意事項

(1) 提出方法

・原則、郵送又は宅配便による提出としています。持参による提出も可能です。持参する場合は、内容の説明をできる方が持参してください。
・受付受理票の送付を希望される方は、返信用封筒を同封してください。（宛名記載・郵券貼付のこと）

(2) 入札参加資格の有効期限

・入札参加資格の有効期間は、申請時に提出された財務諸表の決算日から1年7か月後の日までとなります。
・有効期限は、毎年、定められた期限までに（決算日後7か月以内）、市が指定する書類を提出していただくことにより、更新し、資格登録の有効期限を延長します。

(3) 申請書及び提出書類について

・「2 提出書類」に示す順に綴じ、A4判の紙ファイル（表紙及び背表紙に件名「入札参加資格申請書」及び事業者名を記入のこと）に綴って提出してください。

(4) その他

・申請書受付後、申請事項に変更が生じた場合には、すみやかに変更届を提出してください。
・申請書の名称・代表者名については、必ずフリガナをふってください。

5. 受付期間

随時受付をしています。（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除きます。）

6. 受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時

7. 受付場所

会津若松市役所 総務部 契約検査課

※ 本庁舎建て替えに伴い、令和4年5月より、追手町第2庁舎（追手町2番41号）2階に移転しております。

8. お問い合わせ・郵送先

〒965-8601

福島県会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所 総務部 契約検査課 入札契約グループ

代表電話：0242-39-1111（内線2261～2264）

直通電話：0242-39-1212、1217

課FAX：0242-39-1413